

改正概要説明書	
国名： ユーラシア特許庁	法令名： 特許条約規則
改正情報：2012年11月20日から22日までのユーラシア特許機構の管理評議会第26回(第19定例)会議で採択された改正及び追加，2013年1月1日施行	
改正概要：	
<p>1. 異議申立に関して</p> <p>異議申立に際し，所定の手数料納付が明確化された。(規則53)</p>	
改正内容：	
<p>・規則53 ユーラシア特許の行政上の取消</p> <p>(8)において，「行政上の取消手続に基づいて，ユーラシア特許庁がユーラシア特許を取り消し，異議申立書を拒絶し，又はユーラシア特許を訂正若しくは補正する旨の決定がされることがある。利害関係を有する当事者は，当該決定に対してその決定の送付の日から4月以内にユーラシア特許庁長官に審判請求を行うことができる。</p> <p>前記の場合は，ユーラシア特許庁長官は，審判請求を審理し，委員会による異議申立の再審を命じるか，又は異議申立に関して終局決定を行うかの何れかをする。」が「行政上の取消手続に基づいて，ユーラシア特許庁がユーラシア特許を取り消し，異議申立書を拒絶し，又はユーラシア特許を訂正若しくは補正する旨の決定がされることがある。利害関係を有する当事者は，当該決定に対してその決定の送付の日から4月以内にユーラシア特許庁長官に審判請求を行うことができる。</p> <p>異議申立は，所定の手数料をユーラシア特許庁に納付したときに限り提出されたものとされる。</p> <p>前記の場合は，ユーラシア特許庁長官は，審判請求を審理し，委員会による異議申立の再審を命じるか，又は異議申立に関して終局決定を行うかの何れかをする。」に変更された。</p>	